

戦没者等の遺族のみなさまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第11回特別弔慰金)が支給されます。

令和2年4月1日現在で、公務扶助料や遺族年金等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位の遺族1名に特別弔慰金(額面25万円、5年償還の記名国債)が支給されます。

- 【対象者】 戦没者等が亡くなった当時の遺族で、次の優先順位の1名
1. 令和2年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等と生計関係を有していた
 - ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 ※戦没者等が亡くなった当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
 4. 前記1～3以外の三親等以内の親族
 - ※戦没者等が亡くなる時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。

【請求期間】 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間

- 【提出書類】 ①請求書 ②現況申立書 ③印鑑等届出書
- ④その他、個々により各種様式が必要な場合があります。
 ※①～④の提出書類については、市役所社会福祉課にあります。
- ⑤戸籍書類
 ※⑤の戸籍書類については、不要になる場合がありますので受付前に個人で請求はしないでください。

【請求手続きに必要なもの】

- ①印かん ※朱肉を使用するもの
- ②請求者または代理人等の身分証明書(免許証・健康保険証等)

～受付相談は、事前に社会福祉課まで電話予約をお願いします～

新型コロナウイルス対策として、密閉空間・密集場所・密接場面を防ぐため、事前に電話予約をしていただき、受付相談の時間を決めたいと思います。

混雑を防ぐためにも、右ページの『第11回特別弔慰金受付相談日程』の受付地区(お住まいの地区)の日に合わせていただきますよう、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。日程が合わない場合は、随時、社会福祉課で受付相談を行っておりますので、事前にご連絡ください。

●問い合わせ先 / 津久見市社会福祉課 ☎82-9519

第11回特別弔慰金受付相談日程

◆令和2年6月2日から7月30日までは、下記会場で地区別にて受付を行います。

■これまでに特別弔慰金を受けたことのある方(第9回・第10回特別弔慰金受給者)

月	日	曜日	受 付 地 区	受 付 会 場	受 付 時 間	
					午 前	午 後
6	2	火	千 怒 区	市役所大会議室	9:00～ 11:30	13:00～ 16:00
	3	水				
	4	木				
	5	金	徳 浦 区・堅 浦 区 長 目 区・無 垢 島 区			
	9	火	日 見・福 良・網 代 江ノ浦・赤崎・鳩浦・荒代	福 良 公 民 館	10:00～ 12:00	13:00～ 16:00
	10	水				
	11	木	四 浦 区 (鳩浦・荒代除く)	四 浦 出 張 所		
	12	金				
	16	火	保 戸 島 区	保 戸 島 出 張 所		
	17	水				
	18	木	警固屋区・入船区・川上区 青江區・川内区・畑区	市役所大会議室	9:00～ 11:30	13:00～ 16:00
	19	金				
	23	火	岩 屋 区・宮 本 区			
	24	水				
	25	木	彦ノ内区・中田区 西ノ内区・八戸区			
	26	金				

■今回初めて請求する方

(前回の受給者が亡くなった場合・年金、扶助料受給者が亡くなった場合等)

月	日	曜日	受付地区	受付会場	受付時間	
					午前	午後
7	2	木	千 怒 区	市役所大会議室	9:00～ 11:30	13:00～ 16:00
	3	金	徳浦区・堅浦区 長目区・無垢島区			
	7	火	警固屋区・入船区・川上区 青江區・川内区・畑区			
	8	水	岩屋区・宮本区			
	9	木	彦ノ内区・中田区 西ノ内区・八戸区	福良公民館	10:00～ 12:00	13:00～ 16:00
	28	火	日見・福良・網代 江ノ浦・赤崎・鳩浦・荒代			
	29	水	四 浦 区 (鳩浦・荒代除く)			
	30	木	保 戸 島 区			

※上記日程以外も随時、市役所社会福祉課にて受付を行います。(事前予約)